

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

和水町の人口は、合併後の平成18年4月1日現在12,374人であったが、令和5年3月末には3,162人減少し、9,212人となっている。令和4年度末時点の住民基本台帳人口によると高齢化率は43.0%であり、また令和2年の労働力人口は4,782人であり、平成2年と比較すると30.8%の減少となっており、少子高齢化が顕著である。

和水町の産業構造（産業別就業者数）の割合は、令和2年の国勢調査では第3次産業が約5.4割、第2次産業が約2.6割、第1次産業が約2割の順となっている。

一人あたりの所得状況は、令和元年度の市町村民所得推計によると、熊本県民一人当たり2,714千円に対し、和水町は2,298千円と県平均所得の約85%にとどまっている。

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の一つとなり、九州縦貫自動車道菊水インターチェンジを有する自治体として、地の利を活かして更に経済発展していくことを目指す。

それを実現するための目標として、計画期間中に、5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

和水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が和水町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上

を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

和水町の産業は、広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

和水町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が和水町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間(令和5年6月21日～令和7年6月20日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。